

『公的職業訓練等に関する 職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定』 トライアルテストに関するお知らせ

平成28年度及び平成29年度の厚生労働省委託事業において、『公的職業訓練等に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定(仮称)』(以下、「ガイドライン適合事業所認定」という。)の検討を進めており、同認定の試行実施(トライアルテスト)を行います。

— これまでの経緯 —

平成23年
「第9次職業能力開発基本計画」

『ガイドライン』策定

『ガイドライン』周知・普及

- ①民間教育訓練機関へ周知
- ②厚生労働省HPIに掲載
- ③講習会開催・個別相談会開催等

平成28年
「第10次職業能力開発基本計画」

『ガイドライン適合事業所認定』
検討中

平成28年度と平成29年度に
トライアルテスト実施

厚生労働省は平成23年度告示の「第9次職業能力開発基本計画」に基づき、公的職業訓練(ハロートレーニング)の大きな担い手である民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスの質の向上を図るため、平成23年に『民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン』(以下、「ガイドライン」という。)を策定しました。

その後、厚生労働省はガイドラインの周知・普及のため、①都道府県等に対する民間教育訓練機関への周知の依頼、②厚生労働省のホームページ上へのガイドライン掲載、③ガイドラインに関する講習会や個別相談会の開催等を行っています。

また、平成28年告示の「第10次職業能力開発基本計画」では、ガイドラインに沿った取組を進める優良訓練機関の認定について明記されました。

『ガイドライン適合事業所認定』の
トライアルテストに関する概要は
裏面をご覧ください。

— 『ガイドライン』の概要説明 —

『ガイドライン』は以下のもので構成されています。

■ 『ガイドライン』本文

職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントについて、それぞれの質の向上のための具体的な取組を記載

■ 質向上のための取組例

ガイドラインの項目にあわせて、民間教育訓練機関で実際に取り組まれている職業訓練サービスの質の向上のための実践例や更なる質の向上のための参考例を掲載

■ 民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表

『ガイドライン』本文の記載事項に対して、各取組の現状を自己診断(確認)するための診断表

※『ガイドライン』は厚生労働省のHPよりダウンロードできます。

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html)

『ガイドライン適合事業所認定』 トライアルテストの概要

制度の趣旨

厚生労働省が定めたガイドラインを積極的に活用し、公的職業訓練(ハロートレーニング)等^{※1}の質の向上に取り組む民間教育訓練機関等^{※2}に対して審査を行い、ガイドラインに対する適合の可否を認定します。

対象となる機関

原則以下の申請要件を全て満たす民間教育訓練機関等にご参加頂けます。

- ①ガイドラインを用いて、既にサービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関等であること。
具体的には、ガイドラインに基づく自己診断表において、自己診断の結果が全て「◎」(できている)であること。ただし、以下の条件を全て満たす場合は、申請可能とする。
 - ✓ 全ての項目において「△」(課題として理解)の記載がない
 - ✓ 3.1(職業訓練ニーズの明確化)、3.2(職業訓練サービスの設計)、3.5(職業訓練サービスの評価)において「○」(一部できている)が2個以内
 - ✓ 4.1～4.7(民間教育訓練機関のマネジメントシステム)において「○」(一部できている)が3個以内
- ②独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)の「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」^{※3}を受講した人員を有していること。
- ③現在公的職業訓練(ハロートレーニング)を実施しているか、又は将来実施する計画があること。

認定までの主な流れ

トライアルテストの参加申請から認定までの主な流れは、以下のとおりです。

- ①民間教育訓練機関等は、参加申請を行います。
- ②審査事務局が申請を受理した後、民間教育訓練機関等は、書類審査(1次審査)を受けます。審査は事業所単位で行われます。
- ③民間教育訓練機関等は、書類審査に合格した後、審査員による現地審査(2次審査)を受けます。
- ④審査委員会は、書類審査及び現地審査の結果報告書をもとに、ガイドライン適合事業所認定の認定審査基準に適合しているかどうかの判定を行い最終的な認定の可否を決定します。
- ⑤認定審査基準に適合していると認定された民間教育訓練機関等に対し、ガイドライン適合事業所認定の認定証(トライアルテスト)が付与されます。

※1 本事業では、委託訓練、求職者支援訓練、教育訓練給付制度による教育訓練を指します。

※2 本事業では、株式会社等の営利法人、職業訓練法人、専修学校・各種学校、大学・短期大学等を指します。

※3 同研修の詳細については、JEEDのWebサイト(<http://www.jeed.or.jp/js/training/>)にてご確認ください。

『ガイドライン適合事業所認定』のトライアルテストへの参加を希望される方は、下記のWebサイトにて詳細をご確認ください。

『ガイドライン適合事業所認定』のトライアルテストに関するWEBサイト

<http://jamote.jp/trial2017/>